



動乗勤改善を申し入れ!

動乗勤改善要求

- 「行先地の時間」については、基収6286号「出勤を命じられ、一定の場所に拘束されている以上いわゆる手待時間も労働時間である」の趣旨にもとづき、労働時間として取り扱うこと。
- 「準備時間」および「折り返し時間」については、個々の乗務員が早め出勤、早め起床することによってからうじて業務が支障せずに遂行されている実態にある。従って、「準備時間」および「折り返し時間」について改善すること
- 「行路」および「乗務割交番作成」については次の事項を改善されたい。
 - 食事時間については、食事が取れる箇所で余裕のある時間を確保すること。
 - 在宅休養時間について、1勤務終了して次の勤務に就くまでの時間は、前勤務の拘束時間を確保すること。
 - 「乗務割交番作成」について、在宅休養時間および「行路」の順序については、働き易さを充分配慮して作成すること。
 - 2暦日にわたる「行路」については、休養のために労働時間を除いて6時間以上を確保すること。
- 「1連続乗務時間」「1継続乗務時間」については、行先地の時間を充分確保し、限度ギリギリやただし書き運用は極力さけること。
- 1連続乗務キロは120キロ1継続乗務キロは220キロ(新幹線は330キロ)を限度とすること。
- 災害時の勤務について、行先地において休養を命ずる場合は、完全休養ができる箇所を確保すること。また、所定の勤務時間を基本にして交代要員を手配すること。
- この間、動力車乗務員の特殊労働に関する医学的な観点からの調査が実施されてきたが、その調査結果について明らかにされたい。

動乗勤改悪に賛成したJR

東労は全乗務員の敵だ!!

JR東日本では、十二・一ダイ改合理化粉碎に向け、JR東日本本社に「乗務員勤務制度」の改善要求を申し入れた。

イ改以降年間休日が九日増える。当然にもその分の要員が増えなければ業務が回らないことになる。しかし当局は、要員を増やすにさらなる労働強化によって乗り切ろうとしているのだ。当局は、「乗務員勤務制度」の枠ギリギリまで、仕事をきつく

しようとしているのだ。現在千葉支社の士職の行路は、「労働時間B」が平均して三五分ほどある。当局は、この三五分がゼロになるまで労働強化をしよ

うとしている。「九二・三」で動乗勤が改悪されて以降、拘束時間や乗務キロは飛躍的に増えた。逆に食事時間や睡眠時間は減らされ、今でもヘトヘトに

なるまで乗務させられるようになる。それをさらに労働強化しようとする。断じて許すことはできない。

九月六日、労働総連合は、十四・一ダイ改合理化粉碎に向け、JR東日本本社に「乗務員勤務制度」の改善要求を申し入れた。

JR東日本では、「九二・三」で動乗勤が改悪されて以降、拘束時間や乗務キロは飛躍的に増えた。逆に食事時間や睡眠時間は減らされ、今でもヘトヘトに

なるまで乗務させられるようになる。それをさらに労働強化しようとする。断じて許すことはできない。

九月六日には、東京地裁で、JR東海では「動乗勤改悪反対」が空叫びしている。冗談じやな

い! だとしたら東労・松崎が

賛成したのは一体何なのか。東

日本でこの制度が導入されたか

らこそ全国に拡大したのではな

いか。松崎は、「東日本は労働

時間Bがあるからすばらしい制

度だ」と言うのだ。しかしそん

なペテンは通用しない。労働時

間Bなど、ダイ改のたびごとに

減り、十二・一ダイ改では消え

てなくなりうとしているではないか。JR東労も、現場からの批判に耐えかねて「乗務員勤務

の改善について」なる申し入れを行っているが、諸悪の根源で

ある「折り待ち時間」を労働時間としてカウントしない」という

問題には一言も触れていない。

十二・一ダイ改を阻止しよう!

「仮眠時間も労働時間」と東京地裁で判決!!

六月十七日には、東京地裁で、ビル管理業務についての労働者の「仮眠時間」について、会社の指揮監督下にある以上「仮眠時間」も労働時間であるとし、賃金の支払いを命じる判決がだされている。また、行政指導でも「出勤を命じられ、一定の場所に拘束されている以上いわゆる手待時間も労働時間である」(基収六二六八号)とされている。それにもかかわらずJR東労は、これをひと言も問題にしないものもある。それでもかかわらずJR東労は、これをひと言も問題にしないのだ。